

第 7 次東海市行政改革大綱 について

東海市 企画部企画政策課

令和 5 年（2023 年）5 月 26 日

1 行政改革大綱について (1)

行政改革 とは

国や地方公共団体の行政機関について、その組織や運営を内外の変化に適応したものに換えること、組織の統廃合、事務の効率化、規制緩和などを目的とする取り組み

行政組織制度
の改革

公務員制度
の改革

行財政制度
の改革

質の高い市民サービスの提供ができる
行財政運営体制の構築

1 行政改革大綱について (2)

東海市の行政改革のこれまでの取組

東海市総合計画に掲げる将来都市像を実現するため、健全な行財政運営が継続的に図られるよう行財政の構造改革に積極的に取り組んできた

第1次 (昭和60年度～)	第2次 (昭和63年度～)	第3次 (平成9年度～)	第4次 (平成12年度～)	第5次 (平成17年度～)	第6次 (平成26年度～)
1 事務事業の見直し 2 組織・機構の簡素合理化 3 給与の適正化 4 定員管理の適正化 5 民間委託・OA化等事務改革の推進 6 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化	1 事務事業の見直し 2 組織・機構の簡素合理化 3 給与の適正化 4 定員管理の適正化 5 民間委託・OA化等事務改革の推進 6 会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化	1 行政の簡素効率化の推進 2 時代に対応する組織・機構の見直し、職員の能力開発の推進 3 行政の情報化の推進による行政サービスの向上 4 広域行政の推進	1 行政の簡素・効率化の推進 2 組織・定員管理等の適正化及び人財育成 3 行政サービスの向上 4 広域行政の推進 5 市民参画・情報の共有化	1 地域経営の視点に立った市政運営 2 市民とのパートナーシップに基づく市政運営 3 職員の意識改革と組織体制の整備	1 質の高い市民サービスの提供 2 市民とのパートナーシップの構築 3 行政資源の最適化の推進

2 第7次行政改革大綱の考え方

第7次東海市総合計画

基本構想

基本計画

推進体制

(協働・共創、
効率的・効果的な行政経営)

第7次行政改革大綱の位置付け

総合計画に掲げる将来都市像の実現のため、公共サービスの主たる提供主体の一つである市が継続的かつ安定的にサービスを提供することができる「持続可能で安定的な行財政運営」を推進するための行財政改革の方向性を示すもの

行財政運営の
視点による支援

第7次
行政改革大綱

3 第7次行政改革大綱の視点 (1)

① 市政を取り巻く環境の変化

急速な社会情勢の変化による新たな行政課題への対応が求められる一方で、社会保障費や公共施設等の老朽化対策に多額の費用が必要となるなど、厳しい行財政運営が予想される

社会情勢

少子・高齢化社会の進展
人口減少社会の到来
多様性・多文化共生社会の実現
脱炭素社会の実現
グローバル化による訪日外国人の増
デジタル技術の進展 など

行政

ワークライフバランス・働き方改革
社会保障費、維持管理費の増
公共施設の老朽化
自治体DX など

行財政改革
の
視点

3 第7次行政改革大綱の視点 (2)

②第7次行政改革大綱の視点

ますます多様化・複雑化していく市民ニーズに対して行政サービスを継続して提供していくため、取り組むべき課題を的確にとらえ、スピード感をもって対応していく必要がある
そのため、質の高い行政サービスを継続して提供できるよう、行政資源の質を高め、最大限に活用できる行財政運営体制の構築が求められている

協働・共創

- ・ 市民、地域コミュニティ、町内会・自治会、NPO団体等との協働・共創、役割分担
- ・ 民間企業との連携

組織・職員

- ・ 職員能力の向上
- ・ 職場環境の改善
- ・ ワークライフバランスや働き方改革の推進
- ・ 組織体制の適正化
- ・ 自治体間の人事交流等

財政・資産

- ・ 財政の健全化
- ・ 市有財産の適正化
- ・ 受益と負担の適正化
- ・ 事務事業の見直し
- ・ 事務事業の共同実施
- ・ デジタル化の推進
- ・ 情報の発信・共有

4 第7次行政改革大綱の基本方針（案）

総合計画の将来都市像の実現に向け、質の高い市民サービスを継続して提供していくため、3つの基本方針を設定し持続可能で安定的な行財政運営を推進

1 多様な主体との協働・共創の推進

- 市民・団体との協働の推進
- 民間活力の活用拡大

2 効率的・効果的な行政運営の構築

- 組織体制・人員配置の適正化
- 職員力・組織力の向上
- 働きやすい職場づくり

3 健全な財政基盤の確立

- 健全な財政運営の推進
- 事務事業の効率化・最適化
- 公共資産マネジメントの推進
- 行政サービス及び業務のデジタル化の推進

行政資源の質を向上

持続可能な行財政運営の推進

質の高い市民サービスの提供

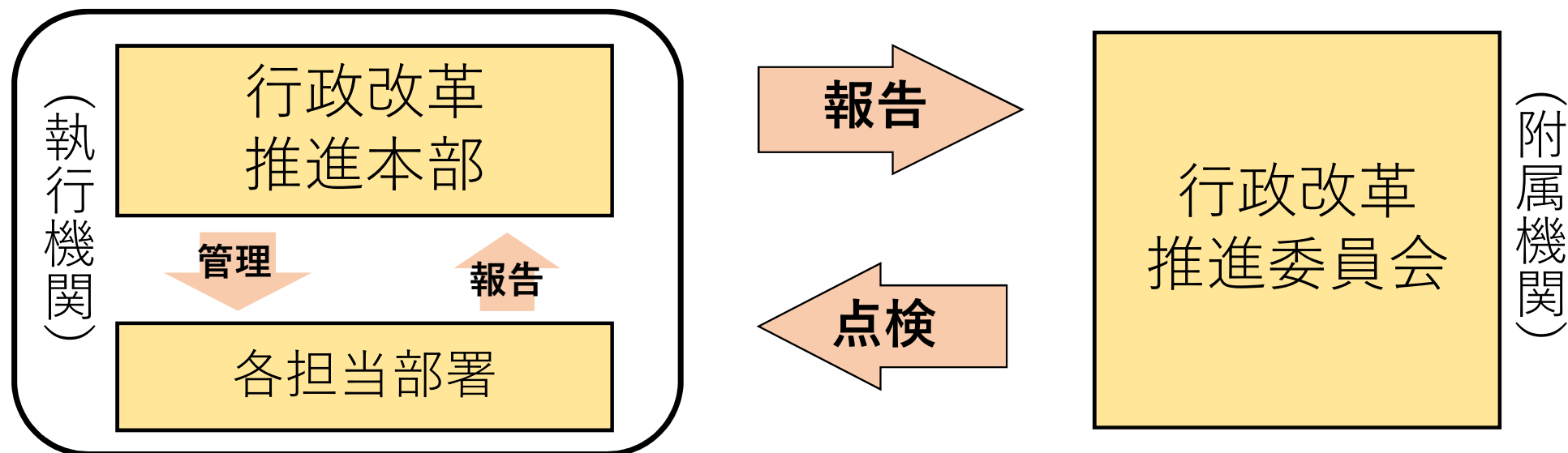
5 第7次行政改革大綱の推進について(1)

①第7次大綱の計画期間

令和6年度～令和15年度（2024年度～2033年度）の10年間

（第7次総合計画と同一期間とし、社会経済情勢の変化が急速に進む時代背景と、行政を取り巻く制度改革等に対応していくため、必要に応じて適宜見直しを実施）

②第7次大綱の推進体制



5 第7次行政改革大綱の推進について(2)

③第7次大綱の進行管理

行政改革を着実に推進するため、PDCAサイクルによる進行管理を実施

- 大綱に基づく推進項目の設定、及び推進計画の策定

PLAN
計画策定

- 推進計画に基づく各部署による取組の実施

DO
取組実施

- 取組の見直し及び改善

ACTION
改善

- 行政改革推進本部及び行政改革推進委員会による進行管理

CHECK
点検

6 今後のスケジュールについて

7月13日 第2回推進委員会

…第7次行政改革大綱（素案）の検討


8月中 パブリックコメントを実施

9月28日 第3回推進委員会

…第7次行政改革大綱（案）の検討・とりまとめ



市長へ答申



第7次行政改革大綱の策定